

別表十四（七）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第123条の9第4項《特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等》（同条第7項から第9項までにおいて準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前期以前の対象期間における当該関連法人に係る前特定適格組織再編成等による移転資産の損失の額から利益の額を控除した金額³⁵」の欄は、

当該事業年度前の各事業年度において「前特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称¹²」の欄にその名称を記載した法人に係る別表十四(十)付表二「¹²」の欄に金額の記載がある場合（法第64条の14第5項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定の適用がある場合に限ります。）には、当該金額を含めて記載します。